

説 明 資 料

（ 特定口座関係 ）

目

次

・ 「特定口座制度」の改善・簡素化について	1
・ 「特定口座制度」の主な見直しの概要	2
・ 特定口座内上場株式等に係る所得計算及び申告不要の特例の創設（所得税）	5
・ 現行の経過措置（特定口座への移管が可能な上場株式等）	6
・ 特定口座内上場株式等に係る課税の流れ（個人住民税）	7

「特定口座制度」の改善・簡素化について

- 株式譲渡益課税は来年 1 月から申告分離課税へ一本化されるが、それと合わせて、投資家の申告負担を軽減するため、新たに「特定口座制度」を導入予定。

（注）特定口座制度：

特定口座内の取引について「年間取引報告書」が発行され、投資家は簡易な申告が可能となるほか、投資家が特定口座内の取引に対し源泉徴収を行うことを選択すれば、その分の申告を不要とできる。

- 先月（9月）から特定口座の開設申し込みが始まったが、新証券税制は複雑で分かりにくいとの批判に対応し、制度の円滑な実施を図る観点から、財務省・国税庁・総務省による「特定口座実施円滑化プロジェクトチーム」を設置し、日本証券業協会及び全国の証券会社（17社）に対するヒアリング等を通じて問題点の早急な洗い出しと改善措置を検討してきた。
- 「特定口座制度」を、投資家の利便を向上させる観点から、より簡素に、より使い勝手を良くするため、広範な要望項目の殆どに前向きに対応することとし、検討結果の公表後、運用面の措置は速やかに実施（11月中旬目途に政省令、通達を改正）するとともに、法律事項は次期通常国会にて所要の対応を図ることとしたい。

「特定口座制度」の主な見直しの概要

- 今後の予定：11月中旬を目途に政省令等に対応できる項目は速やかに措置し、法律事項は次期通常国会で対応を図る。
- 下記の項目以外についても、各方面の要望を踏まえ、15年度税制改正過程において、引き続き、更なる見直しを行う。

	現行制度に対する投資家の反応	見直しによる対応（概要）
（特定口座の仕組みの簡素化） ○ 源泉徴収方法の見直し	・ 「申告が不要になる」と言われて特定口座（源泉徴収あり）を利用しようと考えたが、税金が「とられ過ぎ」となるケースが生ずるため、結果的に還付申告が必要となってしまう。	・ 源泉徴収税額を毎月国庫納付する現行の仕組みを改め、平成16年1月から年間分を一括して国庫納付する仕組みとする（年間分一括納付方式）。 また、取引毎に譲渡益の洗替えを行い、その都度、既徴収税額から投資家口座への返還を行う仕組みとする。 この結果、源泉徴収税額の「とられ過ぎ」が解消し、その分の還付申告が不要となるほか、投資家の手元資金の保持にも資することとなる。 （注）平成15年分の源泉徴収税額については、その分の還付申告が不要となるよう、年末段階で調整が行われる仕組みとする。 （法律）

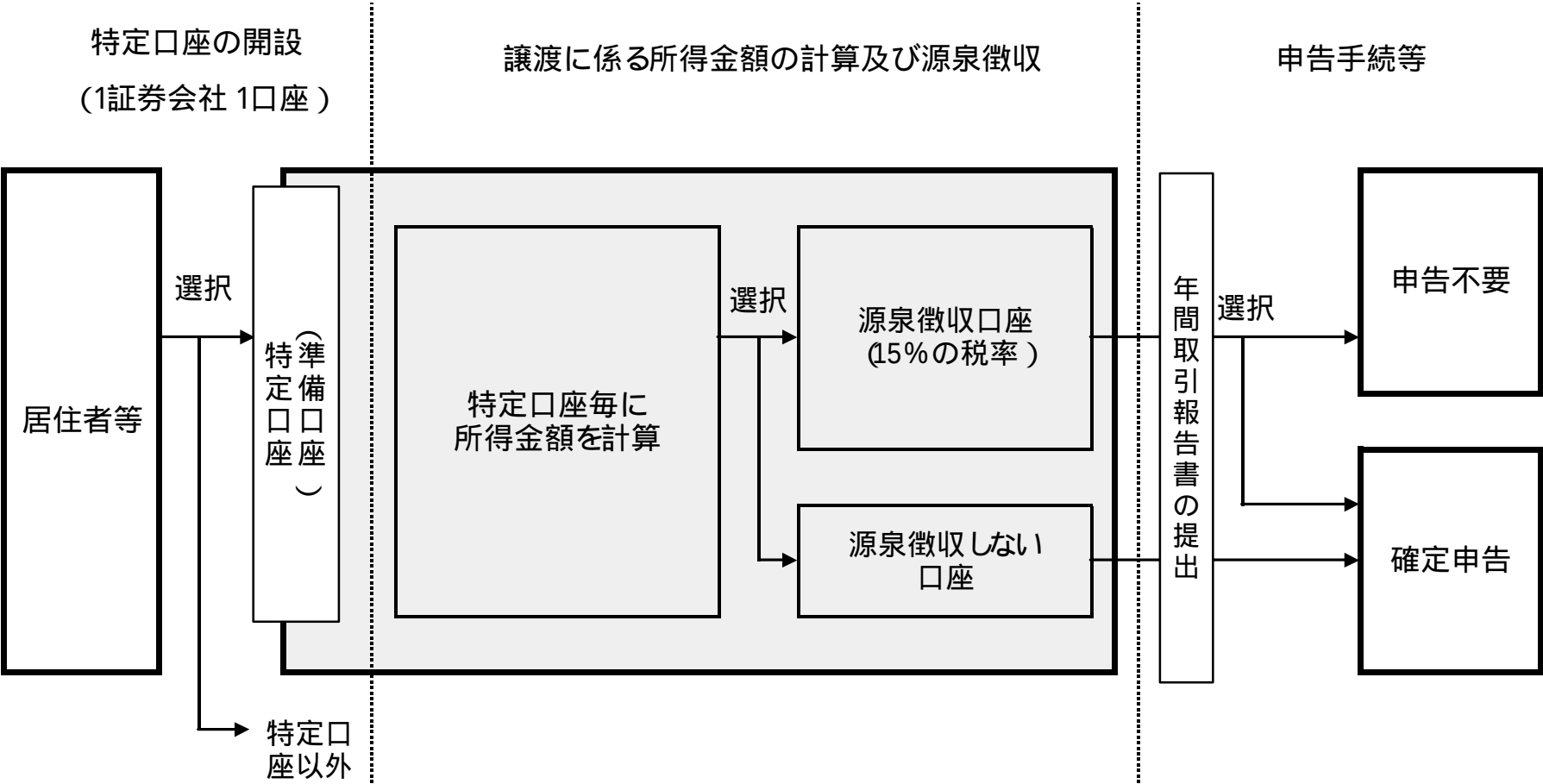
(経過措置の改善) ○ 特定口座への実額での株式移管	・ バブル期に高値で購入した株式を特定口座に移管しようとしても、一律に「みなし取得価額(平成13年10月1日の終値の80%)」が適用されるため、却って損をしてしまう。	・ 平成4年末以前に取得された株式を特定口座に移管する場合、一律に「みなし取得価額」を適用する現行制度を改め、保護預り口座から実額で移管することを可能とする。 (政令)
○ 特定口座への株式移管期間の1年間延長	・ 特定口座制度のメリットを十分に理解してから利用を開始したいのに、今年中に開設の申し込みをしないと、保護預り口座からの株式移管ができなくなってしまう。	・ 特定口座制度の円滑な実施と投資家への十分な周知期間を確保する観点から、特定口座への株式移管期間を1年間延長し、平成15年中の開設の際にも、保護預り口座からの株式移管ができるようにする。 (政令)
(個人住民税における取扱いの改善) ○ 個人住民税における配偶者控除等の控除の適用判定上の取扱い	・ 源泉徴収ありの特定口座を利用し、申告しなかった場合、その株式譲渡益は、所得税では配偶者控除等の適用判定の際に考慮されないが、個人住民税では考慮されるため、配偶者控除等が所得税では適用される一方で、個人住民税では適用されないケースが生じてしまう。	・ 特定口座制度の円滑な実施を図る観点から、当面、個人住民税における配偶者控除等の控除の適用の判定上、上場株式等の譲渡所得等についてはその判定基準である合計所得金額に算入しないこととする。 (法律)

(取得日等の取扱いの改善) ○ 株式交換・移転があった場合の取得日の引き継ぎ	・ 株式交換や株式移転があった場合、当該株式の取得日はその交換・移転の日とする扱いとされているため、昔から保有していた株式も取得日が変わってしまい、みなし取得価額や長期保有株式に係る優遇税制等が適用できなくなってしまう。	・ 特定口座への移管や優遇税制等の適用に不都合が生じないように、株式交換や株式移転があった場合でも、金銭交付を伴わない場合には従前の取得日が引き継げるようにする。 (政令)
○ 株式の取得価額が不明な場合の取扱い	・ 取得価額が不明な株式について、平成13年9月30日以前に取得した株式については、「みなし取得費の特例」が設けられているが、特例計算の基準日である平成13年10月1日をまたいで同一銘柄株式を取得した場合、取得費の計算をどうすればいいのかわからなくなってしまう。	・ 取得価額が分からない株式があったとしても、平成13年10月1日前取得分と同日以後取得分とを区分して取扱うことができることとし、どのようなケースでも譲渡益の計算ができるようにする。 ・ 取得価額の確認方法についても、あらためてパンフレット等を用いて明確化する。 (通達等)

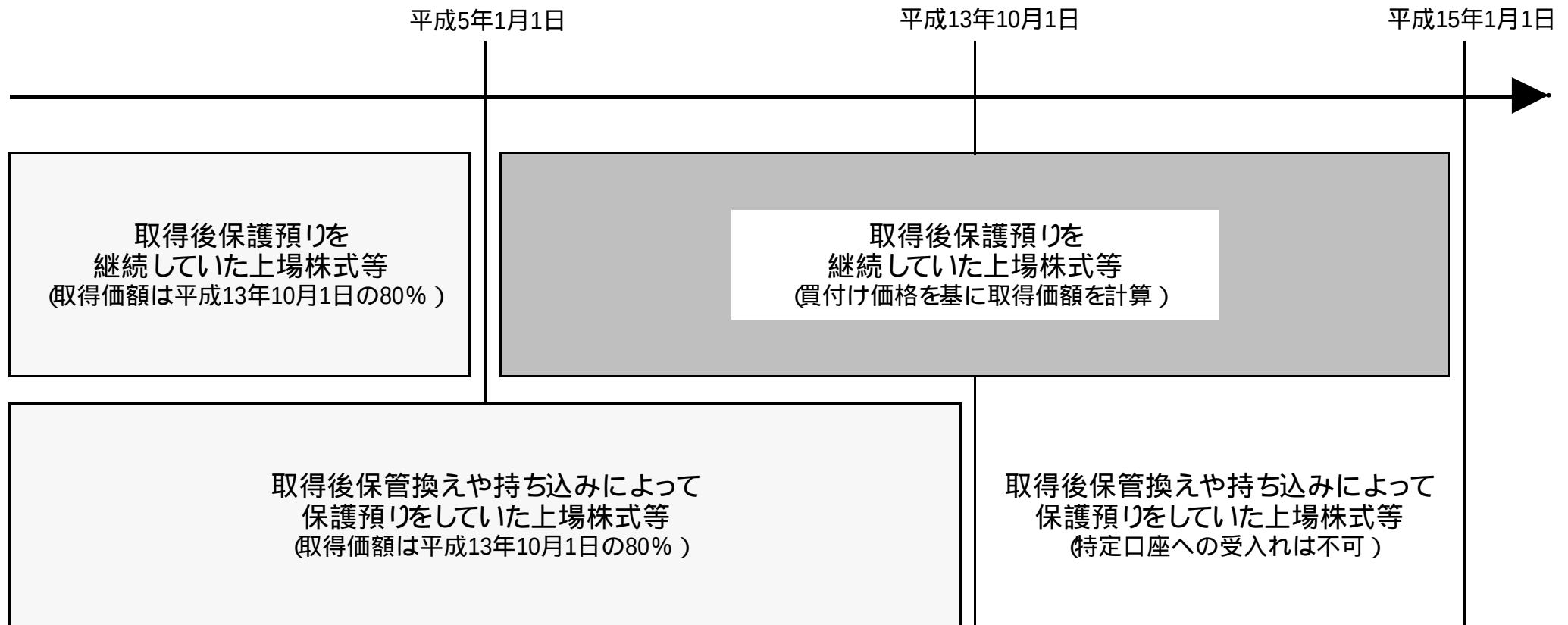
(注) 上記の他にも、例えば、

- ・ 特定口座へ受け入れられる株式の対象範囲を拡充し、贈与された株式のほか、E B債(他社株交換可能社債)の償還や株券オプション取引の権利行使により取得した株式等についても受け入れを可能とすること
 - ・ 特定口座へ移管する株式の特定のため、前もって行われる出入庫の手間を軽減すること
 - ・ 既に手続きを行っている投資家について、今般の見直し後の取扱いについても可能とすること
 - ・ 所得税で源泉徴収を選択した特定口座に係る所得について、当面、個人住民税の申告義務を免除すること 等
- 要望に応じて種々の見直しを実施する。

特定口座内上場株式等に係る所得計算及び申告不要の特例の創設 (平成14年度改正 所得税)
(平成15年 1月実施 準備口座は平成14年9月実施)



現 行 の 経 過 措 置 (特定口座への移管が可能な上場株式等)



- 平成14年12月末 (最終営業日)までに届出が必要

特定口座内上場株式等に係る課税の流れ (平成14年度改正 :個人住民税)

